

(旧) 現行	(新) 改正
<p style="text-align: center;"><u>人間ドック</u>利用助成要綱</p> <p>(目的) 第 1 条 この要綱は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」と言う）共済契約規程第 2 条第 1 項第 6 号に規定する会員に対して、人間ドックの検査に要した費用を助成し、健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第 2 条 この要綱において「<u>人間ドック</u>」とは、心身ともに健全な社会活動ができるよう、疾病の早期発見を図るとともに今後の健康保持の指針とするため、病院又は診療所(以下「病院等」という)において行う身体の相当部分の精密検査をいう。</p> <p>(助成対象者) 第 3 条 助成の対象者は、病院等で<u>人間ドック</u>を利用した会員とする。</p> <p>(助成額等) 第 4 条 助成金の額は、会員が検査に要した費用の 5 割とし、<u>1 万円</u>を上限とする。 2 助成金の交付対象とする検査は、当該年度につき 1 人 1 回とする。</p> <p>(助成金の申請) 第 5 条 助成金の申請は、申請事由が生じた日から 1 ヶ月以内に、<u>人間ドック</u>助成金申請書に所定の事項を記載し、署名捺印のうえ、共済契約者である法人(または個人)の代表者または共済契約規程第 2 条第 1 項第 5 号に規定する共済契約代行者において事実確認のうえ、共済会に申請しなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>人間ドック等</u>利用助成要綱</p> <p>(目的) 第 1 条 この要綱は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」と言う）共済契約規程第 2 条第 1 項第 6 号に規定する会員に対して、人間ドックの検査または、<u>健康診断</u>（以下、「<u>人間ドック等</u>」と言う）に要した費用を助成し、健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第 2 条 この要綱において「<u>人間ドック等</u>」とは、心身ともに健全な社会活動ができるよう、疾病の早期発見を図るとともに今後の健康保持の指針とするため、病院又は診療所(以下「病院等」という)において行う身体の相当部分の精密検査または、<u>定期検査</u>をいう。</p> <p>(助成対象者) 第 3 条 助成の対象者は、病院等で<u>人間ドック等</u>を利用した会員とする。<u>ただし、その利用額の一部または全部を事業主、国・自治体、全国健康保険協会及び健康保険組合が助成するものは除く。</u></p> <p>(助成額等) 第 4 条 助成金の額は、会員が検査に要した費用の 5 割とし、<u>2 万円</u>を上限とする。 2 助成金の交付対象とする検査は、当該年度につき 1 人 1 回とする。</p> <p>(助成金の申請) 第 5 条 助成金の申請は、申請事由が生じた日から 1 ヶ月以内に、<u>人間ドック等</u>利用助成金申請書に所定の事項を記載し、署名捺印のうえ、共済契約者である法人の代表者または共済契約規程第 2 条第 1 項第 5 号に規定する共済契約代行者において事実確認のうえ、共済会に申請しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>